



## 佐野市告示第118号

### 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧

平成26年6月16日付け佐野市告示第140号により告示した佐野農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定により告示し、当該農業振興地域整備計画の変更の案を、当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供します。

なお、同法第13条第4項の規定により準用する同法第11条第2項の規定により、本市内に住所を有する方は、当該農業振興地域整備計画の変更の案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに本市に意見書を提出することができます。

また、同法第13条第4項の規定により準用する同法第11条第3項の規定により、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する方は、当該農用地利用計画の変更の案に対して異議のあるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に本市にこれを申し出ることができます。

令和元年 5月23日

佐野市長 岡部正英

#### 1 縦覧期間

自 令和元年 5月23日

至 令和元年 6月24日

#### 2 縦覧場所

佐野市役所産業文化部農政課（佐野市高砂町1番地）

#### 3 その他

##### (1) 意見書の提出方法等

ア 書面により、佐野市役所産業文化部農政課へ提出してください。

イ 意見書が提出された場合は、意見書の要旨および処理結果を公告します。

##### (2) 異議の申出方法等

ア 書面により、佐野市役所産業文化部農政課へ提出してください。

## 変 更 理 由 書

(1) 佐野農業振興地域整備計画の変更理由

農用地利用計画に対して、農用地区域からの除外申出があったため。

(2) 農用地利用計画の変更理由

①農用地区域への編入

No.	農用地区域へ編入する土地	編 入 理 由
—	—	—

②農用地区域からの除外

No.	農用地区域から除外する土地	除 外 理 由	
1	栃本町字五通2176-3	一般住宅	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定する除外要件に適合していると認めため。
2	堀米町字蟹ヶ島2155-1	農家住宅	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定する除外要件に適合していると認めため。
3	下羽田町字沖ノ谷589-1 下羽田町字沖ノ谷588-3 下羽田町字沖ノ谷590	駐車場	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定する除外要件に適合していると認めため。
4	大古屋町字榎戸町4554 大古屋町字榎戸町4555	養魚場	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定する除外要件に適合していると認めため。
5	田沼町字鍛冶内1056の一部	一般住宅	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定する除外要件に適合していると認めため。

③用途変更

No.	農用地区域内で用途区分を変更する土地	変 更 理 由
—	—	—